平成２１年（フ）第１４５号
鳥取県西伯郡大山町御来屋757番地１
破産者　湯谷　和忠
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第４４２号
鹿児島県鹿児島市西千石町11番14号　田之上ビル401号
破産者　井上夫佐子
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３２５号
相模原市中央区田名4803番地９
破産者　阿比留克美
１　決定年月日　平成22年４月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成１９年（フ）第４９４号
静岡県浜松市東区笠井町153番地の１、破産手続開始決定時の住所静岡県磐田市蛭池826番地１
破産者　神田　君代
１　決定年月日　平成22年４月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１０３号
静岡県浜松市北区細江町中川7172番地の80、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市北区豊岡町21番地の４
破産者　鳥居　恵美
１　決定年月日　平成22年４月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３２０号
静岡県浜松市中区十軒町238番地の22、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市中区佐藤２丁目７番23号
破産者　鈴木　賢俊
１　決定年月日　平成22年４月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３２１号
静岡県浜松市中区十軒町238番地の22、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市中区佐藤２丁目７番23号
破産者　鈴木三千子
１　決定年月日　平成22年４月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３２２号
静岡県浜松市中区寺島町268番地の１　シティプラザ浜松805号、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市中区佐藤３丁目16番６号
破産者　鈴木　章宏
１　決定年月日　平成22年４月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５３１号
大阪市東住吉区鷹合３丁目３番８号、開始決定時の住所大津市中庄１丁目７番24号
破産者　リメーク企画こと　菅本　邦光
１　決定年月日　平成22年４月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７８７号
広島市東区牛田早稲田２丁目２番14―102号
破産者　尾田　幸謙
１　決定年月日　平成22年４月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５１８号
高知市高須３丁目29番２－７号
破産者　中越　泰介
１　決定年月日　平成22年４月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６６９号
静岡県藤枝市上当間１番地の３、旧住所静岡県藤枝市若王子２丁目７番９号
破産者　渡邊　　晋
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８９号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字御祭田50番地９
破産者　中村　浩平
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１０１９号
愛知県半田市花園町４丁目18―１　カーサビアンカ花園Ａ棟201号、開始決定時の住所愛知県東海市富木島町伏見３丁目11番地の７
破産者　浦末　政代
１　決定年月日　平成22年４月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８５６号
愛知県海部郡七宝町大字秋竹字杁先711番地
破産者　二ノ宮孝彦
１　決定年月日　平成22年４月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３０８号
広島市南区東雲２丁目４番36号
破産者　松田　安司
１　決定年月日　平成22年４月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部